水道水等の放射性物質の測定結果について【第66回】

奥州市上下水道部では、水道水等（原水及び浄水）の放射性物質の測定を実施しました。
測定結果は次のとおりです。
測定した全ての検体において、放射性物質は検出されておりませんので、安心して水道水をご利用ください。

測定結果　（単位：Bq/Kg）

地区	配水系統	種別	採水日	セシウム134		セシウム137	
				測定結果	検出限界値	測定結果	検出限界値
水沢	見分森受水系　※１	浄水受水	令和8年7月6日	不検出	0.275	不検出	0.283
	上島浄水場系	浄水	令和8年9月7日	不検出	0.41	不検出	0.42
	下小谷木浄水場系	浄水	令和8年9月7日	不検出	0.38	不検出	0.48
江刺	江刺第2水源地系	浄水	令和8年9月8日	不検出	0.44	不検出	0.54
	江刺第4水源地系	浄水	令和8年9月8日	不検出	0.40	不検出	0.45
	根木町浄水場系	原水	令和8年9月10日	不検出	0.43	不検出	0.42
		浄水	令和8年9月10日	不検出	0.34	不検出	0.44
	川内浄水場系	原水	令和8年9月10日	不検出	0.43	不検出	0.45
		浄水	令和8年9月10日	不検出	0.39	不検出	0.41
	口沢浄水場系	浄水	令和8年9月9日	不検出	0.42	不検出	0.55
	玉川浄水場系	浄水	令和8年9月9日	不検出	0.52	不検出	0.48
	古歌葉配水池系	浄水	令和8年9月9日	不検出	0.46	不検出	0.54
	戸中浄水場系	浄水	令和8年9月9日	不検出	0.38	不検出	0.57
前沢	前沢浄水場系	浄水	令和8年9月8日	不検出	0.46	不検出	0.42
	新田浄水場系	浄水	令和8年9月8日	不検出	0.46	不検出	0.52
胆沢	横岳前山浄水場系	浄水	令和8年9月10日	不検出	0.34	不検出	0.39
	たんこう浄水場受水系 ※２	ダム原水	令和8年9月4日	不検出	0.70	不検出	0.60
		浄水受水	令和8年9月4日	不検出	0.60	不検出	0.80
衣川	上立沢浄水場系	浄水	令和8年9月7日	不検出	0.43	不検出	0.50
	噌味浄水場系	浄水	令和8年9月7日	不検出	0.49	不検出	0.41

※１　岩手県において測定を実施
※２　奥州金ケ崎行政事務組合において測定を実施

測定機関　：一般財団法人岩手県薬剤師会 検査センター

管理目標値：放射性セシウム10Bq/Kg以下（セシウム134とセシウム137の合計値）
測定方法　：ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー
検出限界目標値：１Bq/Kg以下

「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。
たとえば、「〇〇浄水場、不検出（検出限界値）0.85」は、〇〇浄水場の検体において検出できる最小値が0.85Bq/Kgであり、この水の放射性物質濃度は「0.85Bq/Kg未満である」ことを意味します。この場合、表記上は「不検出」となります。

水道水等の放射性物質の測定結果について【第65回】

奥州市上下水道部では、水道水等（原水及び浄水）の放射性物質の測定を実施しました。
測定結果は次のとおりです。
測定した全ての検体において、放射性物質は検出されておりませんので、安心して水道水をご利用ください。

測定結果　（単位：Bq/Kg）

地区	配水系統	種別	採水日	セシウム134		セシウム137	
				測定結果	検出限界値	測定結果	検出限界値
水沢	見分森受水系　※１	浄水受水	令和8年4月6日	不検出	0.304	不検出	0.321
	上島浄水場系	浄水	令和8年6月1日	不検出	0.42	不検出	0.45
	下小谷木浄水場系	浄水	令和8年6月1日	不検出	0.41	不検出	0.38
江刺	江刺第2水源地系	浄水	令和8年6月2日	不検出	0.46	不検出	0.58
	江刺第4水源地系	浄水	令和8年6月2日	不検出	0.42	不検出	0.46
	根木町浄水場系	原水	令和8年6月3日	不検出	0.40	不検出	0.42
		浄水	令和8年6月3日	不検出	0.47	不検出	0.48
	川内浄水場系	原水	令和8年6月3日	不検出	0.41	不検出	0.46
		浄水	令和8年6月3日	不検出	0.35	不検出	0.52
	口沢浄水場系	浄水	令和8年6月4日	不検出	0.40	不検出	0.35
	玉川浄水場系	浄水	令和8年6月4日	不検出	0.38	不検出	0.48
	古歌葉配水池系	浄水	令和8年6月4日	不検出	0.59	不検出	0.57
	戸中浄水場系	浄水	令和8年6月4日	不検出	0.48	不検出	0.66
前沢	前沢浄水場系	浄水	令和8年6月2日	不検出	0.39	不検出	0.42
	新田浄水場系	浄水	令和8年6月2日	不検出	0.34	不検出	0.58
胆沢	横岳前山浄水場系	浄水	令和8年6月3日	不検出	0.40	不検出	0.50
	たんこう浄水場受水系 ※２	ダム原水	令和8年6月4日	不検出	0.60	不検出	0.80
		浄水受水	令和8年6月4日	不検出	0.90	不検出	0.70
衣川	上立沢浄水場系	浄水	令和8年6月1日	不検出	0.37	不検出	0.46
	噌味浄水場系	浄水	令和8年6月1日	不検出	0.37	不検出	0.45

※１　岩手県において測定を実施
※２　奥州金ケ崎行政事務組合において測定を実施

測定機関　：一般財団法人岩手県薬剤師会 検査センター

管理目標値：放射性セシウム10Bq/Kg以下（セシウム134とセシウム137の合計値）
測定方法　：ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー
検出限界目標値：１Bq/Kg以下

「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。
たとえば、「〇〇浄水場、不検出（検出限界値）0.85」は、〇〇浄水場の検体において検出できる最小値が0.85Bq/Kgであり、この水の放射性物質濃度は「0.85Bq/Kg未満である」ことを意味します。この場合、表記上は「不検出」となります。